

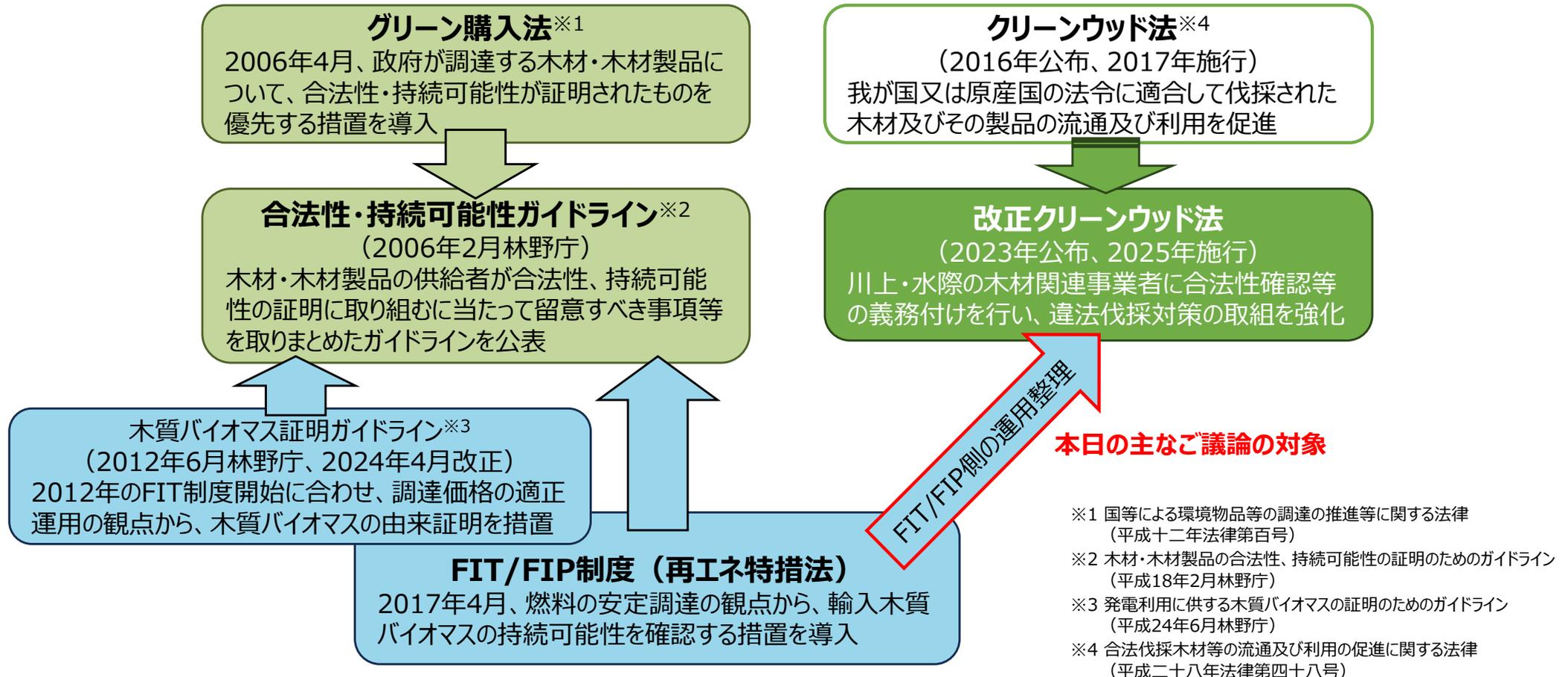
輸入木質バイオマスの持続可能性について (改正クリーンウッド法を踏まえた運用整理)

令和6年11月
資源エネルギー庁

本日の論点

- 違法伐採対策の強化を目的とした改正クリーンウッド法が2025年4月から施行され、川上・水際の木材関連事業者に対して、**木材の合法性確認や確認結果の伝達等が義務化される予定**。
- 第29回WGにおいて、改正クリーンウッド法の概要等について、林野庁からヒアリングを実施したところ、本日はヒアリングの結果等を踏まえ、**FIT/FIP制度側の運用整理について、ご議論いただきたい**。

木材関係施策とFIT/FIP制度との関係

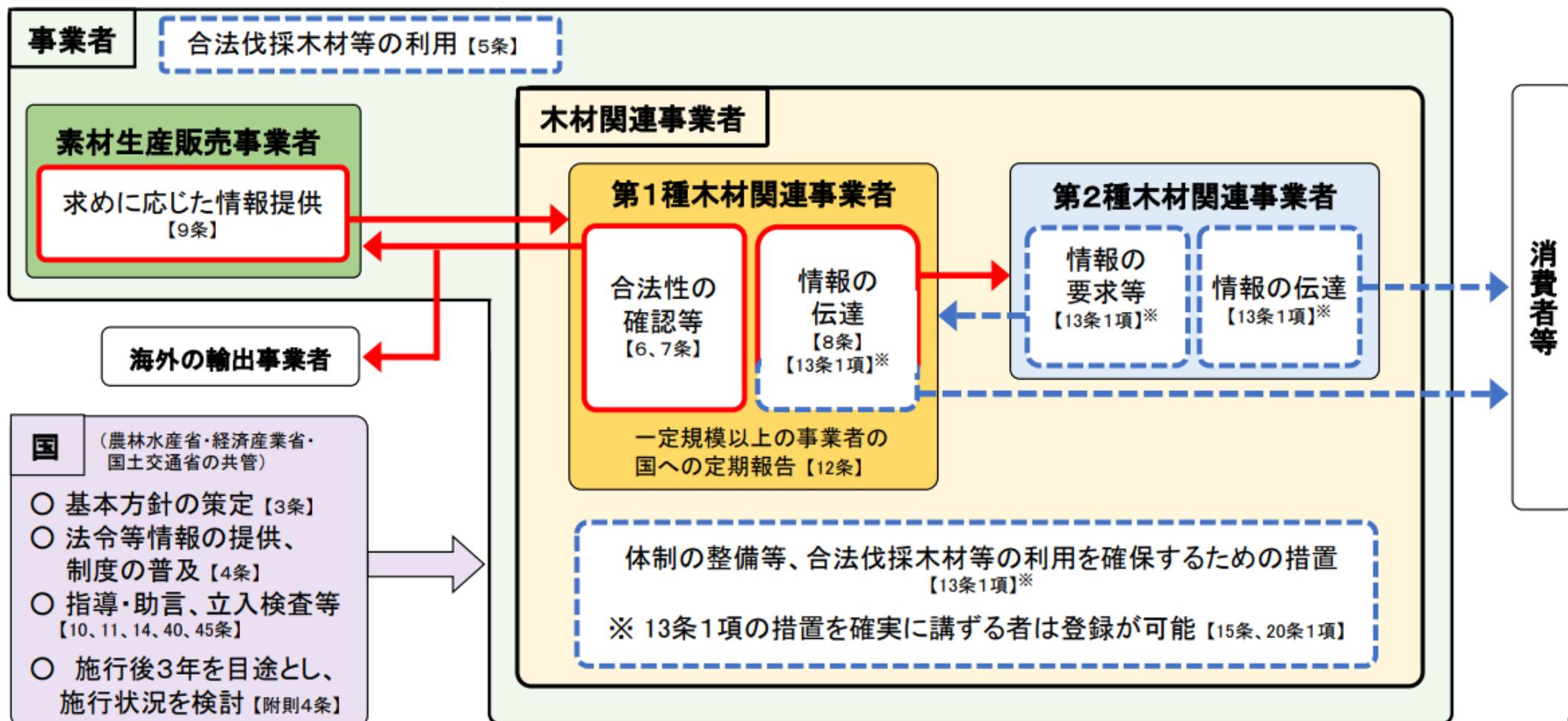


改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

◻→ : 義務 ◻→ : 努力義務



<参考> 改正クリーンウッド法における合法性の確認方法等

- **改正クリーンウッド法**では、**川上・水際の第1種事業者が合法性の確認に当たり**、収集した原材料情報（樹種・伐採地域・証明書）のみで判断するのではなく、林野庁Webサイト等で提供される**関連情報も踏まえ、リスクに応じた確認を実施**することとされている。

改正クリーンウッド法における合法性の確認方法等

木材等の譲受け等に係る義務内容 (1) 原材料情報の収集・整理

- (1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務
- (2) 義務として収集すべき情報(原材料情報)は、樹種、伐採地域、証明書の3つ

1. 樹種

- (1) 取引において通常用いている名称
 - ① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等
 - ② 輸入材：ペイマツ、ユーカリ等
- (2) 取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能

2. 伐採地域

- (1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など
- (2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）

3. 証明書

- 以下の書類を使用することができる（詳細は別紙）
- (1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等） ⑦合法木材GLに基づく合法木材証明書 など※
- ※ 森林外の樹木（屋敷林等）はCW法の対象外のため、義務は生じない（CW法に準じた確認等を行った場合、合法性確認木材として扱うことができる）
- (2) 輸入材：①各国が発行する証明書 ②森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等） など
- (3) 複数の証明書を入手可能な場合も想定されるが、少なくとも1つ収集すれば義務を履行したとみなす

- ※1 原材料情報の提供を求める手法は問わない（書面でも、口頭でもよい）
- ※2 樹種・伐採地域については収集する情報の媒体は問わないが、証明書は書面（電子可）が必要
- ※3 原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要
- ※4 自ら所有する樹木を伐採し加工を行う場合など、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、「収集」ではなく「整理」を行う

木材等の譲受け等に係る義務内容 (2) 合法性の確認

- (1) 原材料情報に加えて、国が提供する情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施
- (2) 合法性の確認の単位は任意

合法性の確認については罰則は適用されないが、違法伐採リスクは取り扱う木材等や調達先等によって異なり、画一的な対応を行った場合、合法性の確認が不十分になったり、事業者負担が過大になったりするため、リスクを踏まえ、合理的に行うことが重要

1. 合法性の確認の信頼性の向上

- (1) 収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報※を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要

- ※ ・国が提供する情報：国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など。林野庁Webサイト「クリーンウッド・ナビ」にて提供
- ・取引の実績
- ・合法伐採木材に関する取組情報：取引相手が受けている事業者認定（森林認証、合法木材GL等）など
- ・その他原材料情報に関する情報：木材等の材積、伐採地の違法伐採状況に関する報道、納品書と商品の突合結果、報告書など

- (2) 収集等できなかった原材料情報がある場合、「当該情報を収集できなかった」ことをもって義務履行

2. 合法性の確認の単位

- 任意
- ※ 必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はない
- ※ 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となる

3. 合法性の確認の期限

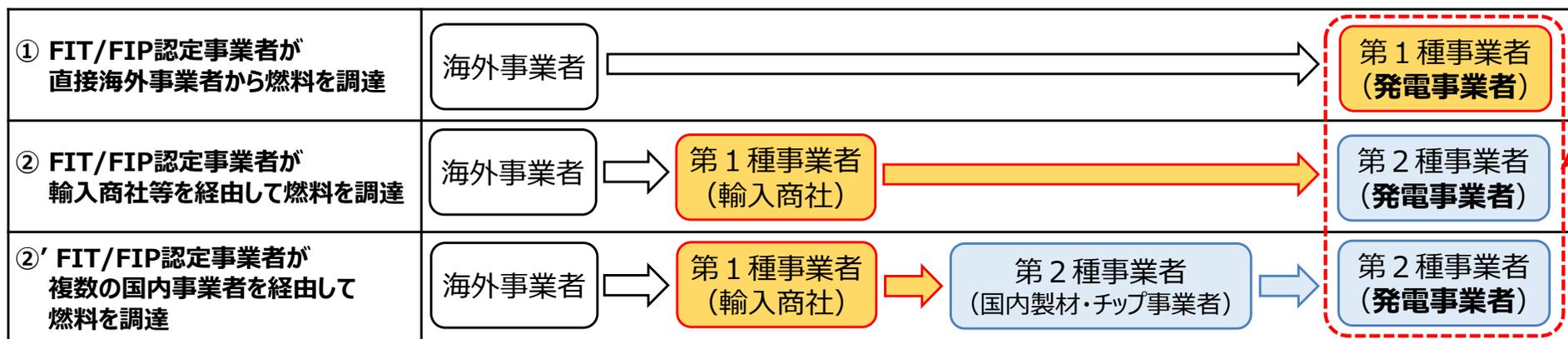
- 遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

出典：2024年9月18日 第29回バイオマス持続可能性WG資料5から抜粋

改正クリーンウッド法の施行に伴うFIT/FIP制度上の対応（案）

- FIT/FIP制度において、改正クリーンウッド法の施行後は、以下のとおりサプライチェーンの実態に応じて、同法に基づき合法性が確認された燃料を調達・使用することを求めることとしてはどうか。
 - ① **FIT/FIP認定事業者が第1種事業者である場合（直接海外事業者から燃料を調達）**
 → FIT/FIP認定事業者が、自ら改正クリーンウッド法に基づき合法性の確認等を行う【関係法令遵守】。
 その上で、自らにより合法性が確認された燃料を調達・使用することを求める【**遵守義務を新設**】。
 - ② **FIT/FIP認定事業者が第2種事業者である場合（輸入商社等を経由して燃料を調達）**
 → 輸入商社等の川上・水際の第1種事業者が、改正クリーンウッド法に基づき合法性の確認等を行う。
 その上で、第1種事業者により合法性が確認された燃料を調達・使用することを求める【**遵守義務を新設**】。
- また、①②いずれの場合も、FIT/FIP認定事業者は、改正クリーンウッド法に基づき、原材料情報及び合法性の確認結果を作成または受け取ることとなるため、当該書類について、事業実施期間にわたり保存し、求めに応じて提出できる状態としておくことを求めることとしてはどうか【**遵守義務を新設**】。
 ※ただし、②のケースであっても、複数の国内事業者を経由して燃料を調達する場合、FIT/FIP認定事業者への原材料情報に係る直接の情報伝達は、改正クリーンウッド法では求められていない（ケース②'）。この場合については、FIT/FIP認定事業者において、原材料情報に係る書類の保存等は、努力義務としてはどうか。

改正クリーンウッド法の施行に伴うFIT/FIP制度上の対応イメージ



FIT/FIP制度における遵守義務として、改正クリーンウッド法に基づき合法性が確認された燃料の調達・使用等を求める

- (オレンジ色) …改正クリーンウッド法における義務（原材料情報の収集や合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達）
- (青色) …改正クリーンウッド法における努力義務（情報の受取や保存、情報伝達等）